

非 公 開 審 議 案 件

			頁
日程第5	第1号議案	平成28年広島県議会12月定例会に提案される教育 委員会関係の議案に対する意見について	1
日程第6	第2号議案	知事の専決処分に対する意見について	2

いて

下崎教育長： それでは、第1号議案、平成28年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、畦地総務課長、説明をお願いします。

畦地総務課長： 第1号議案につきまして、御説明申し上げます。

平成28年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から意見を求められておりますので、これに同意する旨の回答をすることにつきまして、御提案申し上げるものでございます。

今回、議案に提案されます教育委員会関係の議案は、1枚目資料の中ほど「1」にありますように、(1)から(4)の4件でございます。

資料に沿って順番に御説明いたします。

まず、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」についてでございます。1ページを御覧いただければと思います。

この条例案につきましては、雇用保険法の改正によりまして、失業等給付の給付内容等が変更されることに伴いまして、その対応を、退職手当に関する条例が持っておりますので、必要な改正を行うものでございます。

具体的には、高齢者求職者給付金の適用対象者の拡大に伴う規定の整理、もう一つは広域求人活動費を求職活動支援費に改めまして、給付対象が拡大されたことに伴う規定の整理などでございます。

施行期日は、平成29年1月1日となっております。

続きまして、2ページを御覧いただければと思います。「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」についてでございます。

この条例案につきましては、平成28年広島県人事委員会勧告などを考慮いたしまして、職員の給料表を改定するなど、必要な改正を行うものでございます。

関係分について、施行期日ごとに御説明をさせていただければと思います。

まず、具体的な内容の中で、平成28年度の給料表等の改正でございます。「1」(1)、(2)ウになりますけれども、平成28年4月の公民較差に基づきまして、給料表の改正を行うとともに、勤勉手当の支給月額の上上げなど、諸手当の改正を行うものでございます。

次に「2」になりますけれども、併せて、国の指定職に準じまして特別職の期末手当の支給月額を引き上げることとされております。

こちらの施行期日は、平成28年4月1日となっております。

また、「3」でございますけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正内容を踏まえまして、職員の仕事と家庭の両立支援制度を拡充するため、介護休暇の取得可能期間につきまして、3回までの期間に分割して取得できることとするとともに、介護休暇とは別に、介護時間を新設することとなっております。

こちらの施行期日は、平成29年1月1日となっております。

また、「1」に戻りますけれども、(2)イでございます。平成29年度以降の改定につきましては、扶養手当について、国の見直しに準じて、子に係る手当額を引き上げまして、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで引き下げることなどを定めるものでございます。

こちらの施行期日は、平成29年4月1日となっております。

この条例案につきましては、13ページ以降に掲載をしております。

また、116ページからの「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案」でございますけれども、ここは市町立学校に勤務する県費負担教職員につきまして、県職員と同様に給料表の改定等を行うものでございます。

続きまして、3ページを御覧いただければと思います。

「平成28年度教育委員会関係補正予算」についてでございます。先ほど御説明させていただきました平成28年4月の給与改定等に伴う補正を実施するものでございます。

まず、「(1)歳入」について御説明いたします。

表の中ほどに「補正額」、その一番下の段「教育委員会計」欄にございますとおり、義務教育費負担金及び高等学校費負担金の受入れによりまして、2億9,000万円余の増となります。教育委員会所管の歳入総額は、613億7,000万円余となっております。

次に、「(2)歳出」について御説明いたします。

表の中ほどの「補正額」の一番下の段「教育委員会計」の欄にございますとおり、給与改定に伴う補正によりまして、13億6,000万円余の増となり、教育委員会所管の歳出総額は、2,196億5,000万円余となっております。

以上が、今回提案されます教育委員会関係の議案でございます。関係課が確認いたしましたので、内容に問題がないことから、同意することが適当であると考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

下崎教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

佐藤委員： 先ほど市町立の給与を変えるというのはお聞きしましたが、勤務時間の変更というのはあるのですか。

畦地総務課長： 勤務時間の変更はございません。給与改定のみでございます。

近藤委員： 質問なのですけれども、二つ目の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案で、レジュメの概要のところの「1(2)ア 医師に係る初任給調整手当について」が、教育委員会関係の議案とどう関係するのか、ちょっとよく分からないのですが。

畦地総務課長： 今回の概要の資料は、右上にございますように、平成28年11月に、知事部局人事課が作成した資料でございます。知事部局の方には医師がおりまして、それに関する手当の支給限度額を引き上げるということで、教育委員会には、この医療職給料表(一)の方はいらっしゃいませんので、これは教育委員会には関係ないということになります。

下崎教育長： ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

下崎教育長： それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

下崎教育長： 全員賛成と認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

第2号議案 知事の専決処分に対する意見について

下崎教育長： 続いて、第2号議案、知事の専決処分に対する意見について、畦地総務課長、説明をお願いします。

畦地総務課長： それでは、第2号議案について御説明を申し上げます。知事が、地方自治法第180条の規定によりまして専決処分をしようとする教育委員会関係の事案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から意見を求められておりますので、これに同意する旨の回答をすることにつきまして、御提案を申し上げます。

専決処分の内容は、いずれも車両損傷事故により発生しました損害賠償の額を定めるものが3件ございます。

資料の2ページを御覧いただければと思いますが、ここからが専決処分書になっております。内容でございますが御説明をさせていただきます。

まず2ページ、1件目でございますが、これは、平成28年8月に県立西高等学校職員が、学校敷地内に乗用車を駐車していましたところ、駐車場の奥に設置されていた駐輪場用の仮設テントが突風により飛ばされまして、駐車していた職員の車両に落下して、車両の一部に損傷が生じたというものでございます。車両の修理費用として24万3,740円でございます。相手方にも過失はないことから全額を損害賠償額と決定し、相手方と示談を行おうとするものでございます。

続きまして、3ページの専決処分書の内容でございますが、こちらは、平成28年9月

に県立瀬戸田高等学校職員が、学校の敷地内で草刈機を使用して草刈をしていたところ、跳ねた小石が駐車していた車両に当たり、車両の一部に損傷が生じたものでございます。車両の修理に要する費用は11万872円でございますが、これも相手方に過失がないことから全額を損害賠償額として決定し、相手方と示談を行おうとするものでございます。

次の、4ページ目の専決処分書の内容でございますが、これは、平成28年9月に県立安芸府中高等学校におきまして、同校ホッケー部の練習中に、職員であります同部顧問の教諭の指導の下、練習しておりましたが、生徒の打ったボールが、通行中の車両に当たりバンパーを破損したというものでございまして、この車両の修理に要する費用は9万7,200円でございますが、これも相手方に過失はないことから全額を損害賠償額として決定し、相手方との示談を行うというものでございます。

教育委員会の関係課が確認し、内容に問題がないことから、同意することが適当であると考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

下崎教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

中村委員： 具体的内容をお聞きしていますと、跳ねた小石が当たって11万円というのは、例えばこれ、金額が妥当なのかどうか、直感的に少しあれっと思うところもあるのですけれども、示談が成立してということで結構だとも思います。

議題として上がってきていますのは、この賠償額という支出が、教育委員会関係の経費から出るということなのでしょうか。

畦地総務課長： 事案が、教育委員会関係の職員が起こした事案でございまして、その教育委員会関係の職員に対する賠償額を決定するというところで、知事から教育委員会の方に、この専決処分について大丈夫かという形で、意見を求められるというものでございます。

中村委員： お金は、知事部局の財布から出るとですか。

畦地総務課長： 財布は知事部局になります。ちなみに、先ほどの小石が当たってというのですが、フロントガラスが全部割れてしまいました。全部割れたと言いますか、フロントガラスにひびが入ったら全部取り換えになりますので、そういった額になっております。

下崎教育長： ほか、よろしいでしょうか。

(な し)

下崎教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

下崎教育長： 全員賛成と認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の会議の全ての日程を終了します。

(11:54)